

いちはやく

189 知らせて守る こどもの未来

子どもの体や心を深く傷つけ、健やかな成長や人格形成を阻害する児童虐待。その相談件数は毎年増加し、昨年度、区では過去最多の884件の虐待相談を受けました。児童虐待を防止するためには、地域のみなさんの温かい見守りや支えが必要です。

子ども家庭相談係
(新井1-9-1子ども家庭支援センター分室内)
☎(3228)7867 FAX(3228)7870

こんなことが児童虐待

1 身体的虐待

殴る、蹴る、やけどを負わせる など



2 性的虐待

子どもへの性的行為、性器を触る(触らせる) など



3 ネグレクト(育児放棄)

家に閉じ込める、食事を与えない、自動車の中に放置する など



4 心理的虐待

子どもの目の前で暴力を振るう、無視、言葉による脅し



体罰は法律で禁止されています

今年4月から、改正された児童福祉法と児童虐待防止法が施行され、体罰を加えてはならないことが法律で定められました。

体罰はしつけではありません。体罰以外の方法で、しっかり子どもと向き合しましょう。

子どもの脳の発達に悪影響も

自己肯定ができない

無気力、無表情、自傷行為、摂食障害、非行・反社会的行為

感情のコントロールができない

落ち着きがない、過度にべたべた甘える、暴力・暴言で従わせようとする

成人期に悪影響を及ぼす

発育不全、精神不安定、アルコール・薬物依存、親になった時に虐待を繰り返す

悩まずに相談してください

児童虐待は特別な家庭にだけ起きるわけではありません。いくつもの要因が絡み合い、子育てをつらく感じてしまった時など、苦しい悩みを誰にも打ち明けられず、虐待に発展してしまうことがあります。つらい気持ちを一人で抱え込まず、子ども家庭支援センターやすこやか福祉センターへ相談してください。また、「虐待かも」と思ったら、ためらわずに連絡・相談を。



子育ての不安や悩みに関する相談先

中野区子ども家庭支援センター分室

☎(3228)7867 FAX(3228)7870

すこやか福祉センター(4か所)

- 南部(弥生町5-11-26) ☎(3380)5551 FAX(3380)5532
- 北部(江古田4-31-10) ☎(3388)0240 FAX(3389)4339
- 中部(中央3-19-1) ☎(3367)7788 FAX(3367)7789
- 鷺宮(若宮3-58-10) ☎(3336)7111 FAX(3336)7134

☆月～土曜日の午前8時30分～午後5時

「虐待かも」と思ったら

夜間、土・日曜日、祝日は

児童相談所 ☎189
全国共通ダイヤル

危険を感じたら警察署へ

中野警察署 ☎(5342)0110
☆11月7日正午以降は ☎(5925)0110
野方警察署 ☎(3386)0110

他にもあります 子育てに関する相談・支援

① すこやか福祉センターの「子育て専門相談」

区内在住の18歳未満のお子さんの保護者が対象。発育や発達、食べ物の好き嫌い、歯磨きなど、子育てに関するさまざまな悩みを心理職員や栄養士、歯科衛生士等に相談できます。

相談日などについて詳しくは、担当のすこやか福祉センターに確認し、予約の上ご利用を。

② 妊娠中の方へ「かんがるープラン」を作ってギフト券を受け取りましょう

区内在住の妊婦さんを対象に、すこやか福祉センターまたは自宅で専門相談員が面接(かんがるー面接)をします。

みなさんが安心して子育てできるように、要望に応じて一人ひとりに適したサービス情報を提供し、必要な支援について一緒に考え、「かんがるープラン」を作成します。プランを作成した方には妊娠・子育て応援ギフト券(1万円相当)を贈呈。ぜひ活用を。
☆問い合わせは、担当のすこやか福祉センターへ

①②とも

担当するセンターが分からない場合は、区HPをご覧ください。4ページのいずれかのすこやか福祉センターへ問い合わせを



▲担当センターの確認はこちらから

③ 子育てを地域で手助け ファミリー・サポート事業

中野区社会福祉協議会中野区ファミリー・サポート事業担当
☎(5380)0752 FAX(5380)6027

対象 利用会員=区内在住で子育ての援助を受けたい方、協力会員=区内在住・在勤・在学か隣接区にお住まいで、子育ての援助をしたい20歳以上の方

日時 11月27日(金)、12月3日(木)、いずれも午前9時45分～正午で、同内容 ☆お子さんと同席可

会場 スマイルなかの(中野5-68-7)

持ち物 登録希望の方(利用会員は保護者)の顔写真(3cm×2.5cm、スナップ写真可)2枚、印鑑、黒ボールペン、本人確認書類

申込み

11月6日から電話で、中野区ファミリー・サポート事業担当へ



子どもたちの育ちを支えます

「子ども・若者支援センター」の整備を進めています

児童相談所設置調整係
(新井1-9-1子ども家庭支援センター分室内)
☎(3228)5773 FAX(3228)7871

区は、来年11月に「子ども・若者支援センター」を中野東中学校の新校舎に併設する予定です(中央1-41-2)。子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、家庭・社会復帰までを総合的に実施します。

令和4年2月に児童相談所を開設します

現在の子ども家庭支援センター機能と一体的に運営することにより、切れ目のない効果的な相談・支援を行います。



◀完成イメージ図

中野区子どもの権利擁護推進審議会委員を募集します

子ども政策調整係/5階 ☎(3228)5605 FAX(3228)5679

区は、子どもの育ちを地域全体で支え、児童虐待の防止を始め子どもの権利を守るまちづくりを進めています。

そのための条例の制定に当たり、区長の諮問を受けて、必要な事項等を検討する審議会の委員を募集します。

対象 区内在住の方

活動期間 12月上旬～来年6月中旬(予定) ☆会議は平日夜間に6回程度、区役所で開催予定(1回当たり2時間程度)

報酬 会議への出席1回当たり3,000円 ☆交通費支給なし
提出書類 「応募の動機」と「子どもの権利擁護を推進するために必要なこと」を書いた作文(合わせて400字～800字程度。書式自由)

申込み 11月6日から電子申請か、住所、氏名とふりがな、電話番号、生年月日、職業、性別を横書きで記載したA4判用紙(縦)と、上記の「提出書類」をファクス、郵送または直接、子ども政策調整係へ。11月20日必着。選考で4人程度 ☆結果は全応募者へ郵送